

平成28年度外務省調達改善計画の年度末自己評価結果  
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

平成29年7月3日  
外務省

難易度 (※1)	調達改善計画に記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)		実施において明らかとなった課題等	今後の対応
					取組による削減額	取組の効果		
A	3. 共通的な取組 (1) 一者応札の改善 ○物品調達経費を中心に事業者の十分な準備期間を設ける等の内容の見直し。 ○単年度ごとの一者応札案件とともに、複数年度にわたる一者応札案件を対象に、事業者ヒアリング等により、要因を分析し、見直し。 ○契約監視委員会における事後検証。		これまで、単年度ごとに一者応札で受注している案件を対象に、事業者ヒアリング等により要因を分析し、資格要件を緩和する等の改善を実施するとともに、複数年度にわたって連続して一者応札となっている案件についても同様の分析・改善を実施。	A	-	「調達改善計画」の策定により行った一者応札見直しの取組により、資格要件の緩和、事業単位の細分化を図り、競争性の確保が図られた。結果、平成28年度に契約した、複数年度にわたって連続して一者応札となっていた案件のうち8件、平成27年度に一者応札で受注していた案件のうち1件において複数者の応札が確保された。	引き続き、一者応札である案件については、事業内容の特異・専門性が非常に高く、市場規模が狭いことから、右結果は直ちに改善できない面はある。他方、今後、一者応札から改善出来た案件を見ても、資格要件の緩和、事業単位の細分化などの取組により改善が図られたことから、今後においても、一者応札へと固定化しないよう、当初から十分な公告期間の確保、仕様書の具体化などを図ることが肝要。	引き続き、一者応札の改善を実施する。また、取り組みの公表を行い、今後の契約案件については、課題も踏まえて改善を図り、引き続き競争性の確保に努めていく。
B	(2) 地方部局等における取組の推進 ○地方部局において、引き続き、同一合同庁舎又は近隣官署との共同調達を実施。		個別の案件ごとに同等品等を活用する等の仕様の点検・見直しを実施している。	A	-	地方支分部局である大阪分室においては、同一合同庁舎に入居する官署とコピー用紙の共同調達を実施し、沖縄事務所においては、近隣官署と事務用消耗品及びコピー用紙の共同調達を実施済み。	納入場所数による経費削減を実施するためには、追加的に生じる調達品の職員による仕分け作業の効率化を図ることが課題となっている。	全ての地方支分部局で共同調達が導入されたが、引き続き、必要な検討を行っている。
B	(3) 電力調達の改善 ○移行が完了となっている小規模庁舎について一般競争への移行を検討。		小規模庁舎の電力調達について一般競争への移行を検討。	A	-	外務本省及び外務省研修所等の電力調達について順次一般競争へ移行しており、複数者による応札により調達している。	-	未完了となっている小規模庁舎については、平成29年度から一般競争への移行を実施予定。
A	4. 重点的な取組 随意契約の見直し ○競争性の高い調達の可能性の調査を推進。 ○随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保。 ○契約監視委員会における事後検証。		「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)」に基づき、「競争性の高い随意契約」に係る契約の公表を行った。また、今般の「調達改善計画」に伴う随意契約見直しの観点から、平成26年、27年度にわたり随意契約となっている案件の洗い出しを行い、可能な案件については競争入札に移行した。	A	-	実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行うこと、競争性のある契約を推進。また、随意契約における透明性の確保に向けた公表を実施。	契約の性質が案件ごとに異なるため、一律的な見直しの観点を図ることが困難であり、案件の性質に応じた取組を行っていく必要がある。	引き続き、「調達改善計画」に基づく公表により、実態の把握に続き、実施者が限られた原因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行っている。透明性の確保、性質に応じた取り組みを行っていくとともに、調達方式の改善が可能と認められた案件については随時それを実行していく。
A	5. 継続的な取組 (1) 汎用的な物品・役務 ○仕様の見直し。 ○規模の経済性を活用。 ○契約監視委員会における事後検証。		個別の案件毎に同等品等を活用する等の仕様の点検・見直しを実施している。	A	-	a) 仕様の見直し 外資行の受発業務について、従来、各在外公館において個別に契約していたものを本省における契約に統合することにより、在外公館における契約事務及び支払等の事務の経費が削減された。 b) 共同調達の活用 当省は、財務省・農林水産省・経済産業省とグループを形成し、以下の9品目の共同調達を実施した。 (実施品目) ①事務用消耗品 ②紙類(コピー用紙を除く) ③OA機器用消耗品 ④清掃用消耗品 ⑤災害備蓄品 ⑥トイレトペーパー ⑦蛍光灯 ⑧自動車揮発油等 ⑨配送 ⑩クリーニング	納入場所数による経費削減を実施するためには、追加的に生じる調達品の職員による仕分け作業の効率化を図ることが課題となっている。	引き続き、品目の拡大等の検討を行っている。
A	(2) システム関係経費 ○システム統合を図ることによる競争性向上。 ○競争性の高い随意契約を見直し。 ○随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保。 ○契約監視委員会における事後検証。		CIO、CISO補佐官の調達プロセスへの関与については、従来からの会計課決裁の前段階での仕様書の内容、準備、工数等の妥当性の審査に加え、予算要求作業開始に際し、ヒアリングが実施されている。他、調達改善計画を踏まえ、調達計画の企画、随意契約の相手方との事前の打ち合わせへの参加等を実施した。	B	-	a) 国庫債務負担行為の活用 国庫債務負担行為による複数年度契約を活用した一般競争入札を実施するべく検討を継続した結果、年度ごとに契約していた「領事業務情報システム(領事情報データベース管理システム等の統合)」について、国庫債務負担行為による複数年度契約を活用した一般競争入札を実施した。 b) 調達事務の効率化 入札公告等の調達事務において、より一層の業務効率化に資するため、電子調達システム及び物品管理システムを導入し、省内及び部内説明会を実施し、更なる効率化を図っている。 c) 発注単位の見直し 業務発生の都度契約していた「海外出張者用Wi-Fiルーターの借り上げ」について、契約を案件単位から局課単位とすることにより、業務効率化を実施している。	契約の性質が案件ごとに異なるため、一律的な見直しの観点を図ることが困難である。	引き続き、システム関係経費の調達改善を推進していく。
B	6. その他の取組 (1) 調達改善環境の醸成(職員のスキルアップ等) ○調達手続に関する習熟 ①各種マニュアル類の改訂を、引き続き実施し、調達手続に対する習熟度を向上。		a) 人事評価制度の有効活用 人事評価制度に基づく評価が予定どおり実施されている。	B	-	業務合理化やコスト意識向上に資する業務目標を立てられる整備環境がなされている。	-	引き続き、担当部局との間で適切な実施がなされるよう必要な調整を進めていく。
B	② 調達改善ノウハウの向上 各種調達情報を活用し、調達改善に資するノウハウの蓄積・向上。		b) 調達等の専門家養成 引き続き、10月6日開催の省内向け会計関係研修において、講義内容として「調達の改善に関する取組」を実施した。 また、電子調達システム及び物品管理システムの操作に係る省内及び部内説明会を、6月、1月、2月、3月に実施した。	A	-	研修の強化により、職員の業務合理化やコスト意識の向上を図る。	-	引き続き、研修の強化に努める。
B	③ 調達等の専門家養成 (ア) 引き続き、調達事務に携わる職員等について、研修の受講を通じ、調達事務の能力を向上。 (イ) 府省共通システム導入に伴う新たなシステムの研修を平成28年度においても実施。		② マニュアル等の作成・更新 電子調達システム及び物品管理システムの導入に伴い、省内及び部内向けマニュアルを作成した。 1月、3月に電子調達システム及び物品管理システムの省内及び部内向けマニュアルを更新した。	A	-	契約手続き及び物品調達業務の関係書類を標準化すること等により、契約担当者等の事務の効率化を図った。	-	引き続き、マニュアルの拡充に努める。また、引き続き、入札手続き関係書類の整備を行い、契約担当者における事務効率の向上に取り組んでいく。
B	④ 人事評価制度の有効活用 これまででも能力評価の一基準として「業務合理化」を掲げ、コスト削減意識を持った効率的な業務運営が人事評価に反映される仕組みを取り入れてきているが、引き続き、右取組が適切に実施されるよう省内周知に努め、職員のコスト意識を向上。							

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
	(2)調達情報の公開 ○外務省HPIにおいて、契約情報を公表しているが、今後とも、仕様書の公表を通じ、事業者の利便性及び新規参入者を促進。		外務省HPIにおいて、契約情報に係る公表等を行ったほか、調達に係る仕様書、契約書等を公開した。 また、一般競争入札等に係る仕様書、契約書等については、電子調達システムでの公開に順次移行中。	A	-	契約情報、仕様書等を公表することで透明性を図ったほか、一般競争入札等における新規参入を促した。	-	引き続き、各種取組み等を公表することで透明性を図る。
	7. 実施状況の把握及び自己評価 ○実施において明らかになった課題を四半期ごとに把握し、指針の改定、所要の見直しを実施。 ○上半期及び年度末に、実施において明らかになった課題を盛り込んだ自己評価を実施し公表。		○実施において明らかになった課題を四半期ごとに把握し、指針の改定、所要の見直しを実施。 ○上半期及び年度末に、実施において明らかになった課題を盛り込んだ自己評価を実施し公表。	A	-	-	-	○実施において明らかになった課題を四半期ごとに把握し、指針の改定、所要の見直しを実施していく。 ○上半期及び年度末に、実施において明らかになった課題を盛り込んだ自己評価を実施し公表していく。
	8. 調達改善の実施体制 (1)外務省調達改善推進チーム ○官房長を統括責任者とする「調達改善推進チーム」を設置し、計画の策定、進捗把握・管理様を実施するため、随時会合を開催。 ○上半期終了後及び年度終了後における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表。		契約監視委員会の開催にあわせてチーム会合を開催した。 4月13日会合において、第33回契約監視委員会の議題として、「平成28年度調達改善計画」の説明を行うことを確認した。 6月15日会合において、第34回契約監視委員会の議題として、「平成27年度年間年度末自己評価結果」の報告を行うことを確認した。 9月30日会合において、第35回契約監視委員会の議題として、重点的に調達改善に取り組む分野等の審査、意見聴取を行うことを確認した。 12月19日会合において、第36回契約監視委員会の議題として、「平成28年度上半期自己評価結果」の報告を行うことを確認した。 4月19日会合において、第37回契約監視委員会の議題として、「平成29年度調達改善計画」の説明を行うことを確認した。 6月20日会合において、第38回契約監視委員会の議題として、「平成28年度年度末自己評価結果」の報告を行うことを確認した。	A	-	一者応札や随意契約の状況等について確認するとともに、契約監視委員会委員から聴取した意見を踏まえ、今後の改善計画の更なる効果的な実施に資する意見を聴取することができた。	-	今後、契約監視委員会を踏まえて、調達改善に関する取組を推進していく。
	(2)外部有識者の活用(外務省契約監視委員会) ○調達改善推進チームにおいて取りまとめた計画及び検証結果等について、外部有識者により構成される「契約監視委員会」に対し、民間における取組など第三者的な観点からの意見を求める。 なお、必要な場合には、計画に反映させ、その内容を公表。		第33回会合(4月18日)において、「平成28年度調達改善計画」は、「平成27年度外務省調達改善計画」右「上半期自己評価結果」等を踏まえて策定する旨を委員(外部有識者)に説明。また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第34回会合(6月20日)において、「平成27年度年度末自己評価結果」を委員に報告。また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第35回会合(10月3日)において、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第36回会合(12月19日)において、「平成28年度上半期自己評価結果」を委員に報告。また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第37回会合(4月19日)において、「平成29年度調達改善計画」を委員に説明。また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。 第38回会合(6月28日)において、「平成28年度年間自己評価結果」を委員に報告。また、重点的に調達改善に取り組む分野等の観点から委員が契約案件を抽出・審査し、意見を聴取した。	A	-	「調達改善計画」の説明、報告を受けて、各委員との契約監視委員会の取組みにつき、改めてその醸成が図られたとともに、審議においては従来の審議観点に加え、「調達改善計画」の策定に伴い、重点的に調達改善に取り組む分野等にわたり幅広いものとなった。	-	調達の改善に関する取組み状況等に対して特に改善を要する意見等はなかったが、引き続き、委員の知見等を踏まえ、調達の改善を推進していく。
	(3)内部監査の活用 ○内部監査を活用し、計画の進捗把握・管理様が適正に行われているかどうか評価し、調達改善を推進。		「調達改善計画」に対する自己評価の進捗把握のために関係者でアラインを行い、全体的な進捗状況を共有。 また、調達における適正な事務手続きの確保等の一環として、引き続き、随意契約における書面監査を実施。	B	-	右一連の取組みにより、「調達改善計画」の進捗状況の共有を図るとともに、改めて会計事務担当者における会計法令等遵守、適正への再確認が図られた。	調達手法の多様化(共同調達、カード決済等)による内部監査手法・体制の充実・強化を図る必要性。	引き続き、内部監査を活用し、調達の改善を推進していく。
	9. その他 (1)取組状況等の公表 ○計画に関する取組状況等については、外務省HPIにおいて公表。		「調達改善計画」及び「契約監視委員会」の取組み内容をHPIにおいて公表した。	A	-	右一連の取組により、「調達改善計画」の進捗状況の共有を図るとともに、あらためて会計事務担当者における会計法令等遵守、適正への再確認が図られた。	-	引き続き、各種取組みを公表することで透明性を図る。

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

難易度 (※1)	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
		○カード決済 本省庁内の水道料金の徴収について、カード決済を導入。	-	食堂運営業者、売店等からの現金の徴収・取りまとめ及び銀行へ直接出向いての支払手続きが省略できた。	-	引き続き、カード決済を実施する。
		○国庫債務負担行為 複数年度契約の活用。	-	上半期において、複数年度にわたって事務・事業を実施することに合理性が認められる事務機器借入等23件に活用した。	-	引き続き、国庫債務負担行為の活用を推進する。

(※1)

- A+: 効果的な取組
- A: 発展的な取組
- B: 標準的な取組

(※2)

- A: (定量的な目標) 目標達成率80%以上  
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
- B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上  
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組
- C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満  
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【中里 実・教授(東京大学大学院法学政治学研究所)】 意見聴取日【平成29年6月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善の実施。	○過去数年にわたり外務省が締結した契約の経緯や妥当性について、公正中立の立場から審査し、意見具申を行ってきているところ、各種意見を反映させて適正な公共調達に努めていくべき。	○引き続き、案件ごとに調達方式を精査し、事業の目的や実施内容にあわせた適切な契約を締結することに努めて参りたい。

外部有識者の氏名・役職【中谷 和弘・教授(東京大学大学院法学政治学研究所)】 意見聴取日【平成29年6月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○情報セキュリティ対策。	○独立したセキュリティ対策をとっているが、他業務との対策を施す等調達の工夫が必要なのではないか。	○システム内容により作成業者が異なるため、システム毎に必要な防御を行う必要があるが、引き続き効果的な対策に取り組んで参りたい。

外部有識者の氏名・役職【三笥 裕・弁護士(長島・大野・常松法律事務所)】 意見聴取日【平成29年6月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○成果物の比較検討。	○評価調査の結果は毎年同じ者に同じ単価で行わないと調査結果が比較できないのではないか。	○業務仕様書により、同一業者でなくても調査の連続性を保つよう工夫しているが、御指摘の点を踏まえ、引き続き仕様書の精度を高める努力をして参りたい。

外部有識者の氏名・役職【宮本 和之・公認会計士(宮本公認会計士事務所)】 意見聴取日【平成29年6月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○随契による競争性の担保。	○随契による会議開催業務の契約であるが、競争性をどのように担保し、無駄な経費を計上しないようにしているのか。	○緊急随契による会議開催業務であったが、競争性を担保するため4者から同一の仕様、条件の下に見積書を入力した。御指摘の点には十分留意し、より廉価な見積額を提示した相手と契約した。

外部有識者の氏名・役職【門伝 明子・弁護士(エンデバー法律事務所)】 意見聴取日【平成29年6月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○備品配備の必要性。	○医務官室用備品は公館によっては使用されない備品があると思うが、使用状況の把握や参考銘柄の見直しを行う等調達に生かされているのか。	○結果的に使用しない備品もあるが、使用・不使用を事前に予想することはできないため、何が起ころうとも対応できるよう一通り最低限のものはそろえる必要がある。他方で、調達する備品は毎年見直しているため、御意見も踏まえて調達する備品をよく精査して参りたい。